　川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金支給要綱

目次

　第１章　総則（第１条・第２条）

　第２章　トライアル雇用奨励金（第３条－第９条）

　第３章　継続雇用奨励金（第１０条－第１６条）

　第４章　雑則（第１７条－第２０条）

　付則

　　　第１章　総則

　（趣旨）

第１条　この要綱は、事業者が障がい者雇用の理解を深め、障がい者の雇用機会の拡大及び定着を図るため、障がい者を雇用する事業主に対して予算の範囲内で奨励金を支給することについて、川西市補助金等交付規則（平成１６年川西市規則第４０号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（奨励金）

第２条　奨励金は、川西市障がい者トライアル雇用奨励金（以下「トライアル雇用奨励金」という。）及び川西市障がい者雇用奨励金（以下「継続雇用奨励金」という。）とする。

　 第２章　トライアル雇用奨励金

　（トライアル雇用奨励金の支給対象事業主）

第３条　トライアル雇用奨励金は、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第６２条第１項第６号及び雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１１０条の３第３項の規定に基づくトライアル雇用助成金（障害者トライアルコース又は障害者短時間トライアルコース）（以下「障害者トライアル雇用助成金」という。）の支給を受け、次条の対象労働者を雇用する事業主に対して支給する。

（トライアル雇用奨励金の対象労働者）

第４条　トライアル雇用奨励金の支給対象となる労働者は、障害者トライアル雇用助成金の支給対象労働者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）川西市に住所を有する障がい者

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第１９条第３項の規定に基づき川西市が支給決定を行う者

（トライアル雇用奨励金の支給対象期間）

第５条　トライアル雇用奨励金の支給対象期間は、試行雇用（トライアル雇用）を開始した日から１ヶ月単位で最長３ヶ月間とする。

　（トライアル雇用奨励金の支給額）

第６条　トライアル雇用奨励金の支給額は、障害者トライアル雇用助成金の支給月額の２分の１に相当する額とし、月額２万円を限度とする。

　（トライアル雇用奨励金の申請）

第７条　トライアル雇用奨励金の支給を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

（１）障害者トライアル雇用助成金支給決定通知書の写し

　（２）障害者トライアル雇用助成金支給申請書の写し

（３）対象労働者の支給対象期間における出勤の状況がわかる書類（タイムカード、勤怠票の写し等）

（４）対象労働者の支給対象期間における賃金の支払がわかる書類（賃金台帳、給料明細の写し等）

（５）川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金居住状況等確認同意書（様式第１号）

（６）前５号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、前項第１号に掲げる書類の発行日が属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

３　第１項各号に掲げる書類は、規則第４条各号に掲げる添付書類とみなす。

　（トライアル雇用奨励金の変更）

第８条　前条第１項の申請をした者は、申請内容を変更（廃止及び中止を含む。）しようとするときは、直ちに市長に補助事業等変更・中止・廃止承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による提出があった場合は、トライアル雇用奨励金の支給の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

３　規則第７条の規定は、前項の取消し及び変更について準用する。

（トライアル雇用奨励金の実績報告）

第９条　トライアル雇用奨励金の支給の決定を受けた者は、支給決定した日から起算して１月以内に、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金雇用状況等報告書（様式第２号）

（２）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき奨励金の額を確定し、交付するものとする。

第３章　継続雇用奨励金

（継続雇用奨励金の支給対象事業主）

第１０条　継続雇用奨励金は、雇用保険法第６２条第１項第３号及び第６号並びに雇用保険法施行規則第１０９条及び第１１０条の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金（以下「特定求職者雇用開発助成金」という。）の支給を受け、次条の対象労働者を特定求職者雇用開発助成金の支給終了後も継続して雇用する事業主に対して支給する。

　（継続雇用奨励金の対象労働者）

第１１条　継続雇用奨励金の支給対象となる労働者は、特定求職者雇用開発助成金の支給対象労働者である身体障害者、知的障害者又は精神障害者であって、第４条第１号又は第２号に該当する者とする。

　（継続雇用奨励金の支給期間）

第１２条　継続雇用奨励金の支給対象となる期間は、特定求職者雇用開発助成金の支給終了日の翌日を起算日とし、特定求職者雇用開発助成金を受給していた期間と同期間を上限に、前条の対象労働者を継続して雇用する期間とする。

　（継続雇用奨励金の支給額）

第１３条　継続雇用奨励金の支給額は、第１０条に規定する事業主が対象労働者に支払った月額賃金の４分の１に相当する額又は２万円のいずれか低い額とする。

２　継続雇用奨励金は、対象労働者の１月の平均実労働時間が１日当たり４時間未満となる場合には支給しないものとする。

　（継続雇用奨励金の申請）

第１４条　継続雇用奨励金の支給を受けようとする者は、補助金等交付申請書に次の書類を添えて市長に申請するものとする。

（１）特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書の最終期分の写し（ただし、初回の申請は、特定求職者雇用開発助成金の既支給決定通知書の写し及び最終期の支給申請書（押印済みのものに限る）の写し）

（２）対象労働者の支給対象期間における出勤・賃金の支払い予定がわかる書類

（３）川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金居住状況等確認同意書（様式第１号）

（４）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申請は、毎年４月末までに行うものとする。ただし、初回の申請は、特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間が終了した日の翌日が属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

３　第１項各号に掲げる書類は規則第４条各号に掲げる添付書類とみなす。

（継続雇用奨励金の変更）

第１５条　第８条の規定は、継続雇用奨励金の変更について準用する。

　（継続雇用奨励金の実績報告）

第１６条　継続雇用奨励金の支給の決定を受けた者は、３月末まで又は継続雇用奨励金の支給対象期間の終了後に、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金雇用状況等報告書（様式第２号）

（２）対象労働者の支給対象期間における出勤の状況がわかる書類（タイムカード、勤怠票の写し等）

（３）対象労働者の支給対象期間における賃金の支払がわかる書類（賃金台帳、給料明細の写し等）

（４）特定求職者雇用開発助成金の最終交付決定通知書の写し（支給終了の記載があるもの）

（５）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき奨励金の額を確定し、交付するものとする。

　　　第４章　雑則

　（届出の義務）

第１７条　奨励金を申請する者は、支給期間中に第４条又は第１１条の対象労働者の就労状況に異動が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

　（就労状況の調査等）

第１８条　市長は、必要があると認めるときは、前条の就労状況に関して調査することができる。

２　第３条及び第１０条に規定する事業主は、前項の調査その他障がい者に関して市が実施する調査について、積極的に協力しなればならない。

（奨励金の返還）

第１９条　市長は、奨励金を申請する者が偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたと認めた場合には、支給した奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

　（補則）

第２０条　この要綱に定めるもののほか市長が必要と認める事項は、別に定める。

付　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（失効規定）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、期日までに交付申請を受けたものに対しては、第１２条から第１６条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

付　則

この要綱は、令和４年３月３１日から施行する。